

大東市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

〔平成22年3月31日〕
〔要綱第26号〕

改正 平成23年 2月28日 要綱第 8号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市補助金交付規則（平成12年規則第14号）に定めるもののほか、雨水の有効利用による環境負荷の低減および都市型水害の抑制を図るため、雨水貯留タンク設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、雨水貯留タンクとは、建物の屋根に降った雨水を貯留するために設置される貯留容量80リットル以上の設備をいう。

(対象)

第3条 補助金交付の対象は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、市内の一戸建ての住宅に雨水貯留タンクを設置すること。
- (2) 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、貯留した雨水を散水等に利用できること。
- (3) 雨水貯留タンクを設置する土地もしくは建物の所有者または当該所有者の同意を得ていること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象基数)

第4条 補助の対象となる雨水貯留タンクの基数は、戸建て住宅1戸につき1基とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、雨水貯留タンクの購入価格（消費税および地方消費税ならびに設置工事費等を含む。）の2分の1（20,000円を限度とする。）以内とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し交付申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、申込みをしなければならない。

- (1) 雨水貯留タンクの購入価格等が記載された領収書
 - (2) 設置後の写真
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、補助金交付の申込みがあったときは、その内容を審査した上で、補助金交付の可否を決定し、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により当該申込みを行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付の決定に当たって、条件を付することができる。
- （請求）

第8条 補助金交付の決定を受けた者は、速やかに交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- （交付決定の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたと認めるとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することを不相当と認めるとき。

- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年要綱第8号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

交付申込書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申込者）住所

氏名

印

電話

（ ）

大東市雨水貯留タンク設置補助金の交付について、大東市補助金交付規則および大東市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

補助金申込額	金 円 (購入価格の2分の1以内(1,000円未満切捨て)とし、20,000円を限度)
設置場所	大東市
購入、設置に係る費用	円
貯留容量	リットル
メーカー名 製品名	
設置完了日	年 月 日
同意書 (設置場所が 借地・借家の場 合のみ記入)	私は、借地人・借家人 年 月 日 が上記設置場所に雨水貯留タンクを設置することに同意します。 所有者 住所 年 月 日 氏名 氏名 印

添付書類

- (1) 雨水貯留タンクの購入価格等が記載された領収書
- (2) 設置後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付けで申込みのあった大東市雨水貯留タンク設置補助金は、大東市補助金交付規則および大東市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定の内容

- ・ 交付する
- ・ 交付しない

理由

2 補助金交付決定額

金

円

3 この補助金の対象となるものは、交付申込書記載のとおりとする。

4 補助金の交付条件

設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、貯留した雨水を散水等に利用すること。

年 月 日

交付請求書

（あて先）大東市長

（請求者）住所

氏名

印

電話

（ ）

年 月 日付け大東 第 号で交付の決定を受けた補助金については、大東市補助金交付規則および大東市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・協同組合		支店
	預金種別	1 普通（総合口座含む） 2 当座	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)		

ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号		
	店番	預金種目	1 普通（総合口座含む） 2 当座	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ)				